

會學濟經學大國帝都京

經濟論叢

號五第 卷四十五第

月五年七十和昭

論叢

鎖國以後に於ける南方への關心…………… 經濟學博士 本庄榮治郎

佛印に於ける信用對策に就いて…………… 經濟學博士 松岡孝兒

新經濟論理…………… 經濟學博士 柴田敬

經濟生活の發達と經濟政策…………… 經濟學士 堀江保藏

研究

テュルゴの社會進歩の理論…………… 經濟學士 出口勇藏

ジュースミルヒの人口學觀…………… 經濟學士 青盛和雄

北支農業と灌漑…………… 經濟學士 山崎武雄

說苑

統制經濟と保險…………… 經濟學博士 小島昌太郎

稅制改革後の租稅統計…………… 經濟學博士 汐見三郎

附錄

彙報

税制改革後の租税統計

汐見 三郎

第一 昭和十五年度の主税局統計 年報書

主税局第六十七回統計年報書(昭和十五年度)が昭和十七年三月末に發行せられた。主税局年報書は年々發表せられ既に六十七回を重ねてゐるのであるが、第六十七回年報書は昭和十五年の税制改革の後の始めての租税統計であるから貴重な記録と云ふべきである。思ふに租税統計は歳入を示す財政統計として重要なばかりでなく、課税の前提となる課税物件を通じ國民經濟の方向を示す統計としても高く評價せらるべきである。戦時下の國民生活を語る資料としても此の主税局統計年報書は實益を有してゐる。

昭和十五年の税制改革は中央地方を通ずる税制の根本的改革と稱せられてゐる。従つて昭和十四年と昭和

十五年との間を境目として我が國税制度は大變化を來たし、この事實が主税局統計年報書の上にも現はれてゐる。統計表の分量から云つても、昭和十四年度年報書が五十四の表を収めてゐたのに對し、昭和十五年度の統計表は六十二に達してゐる。所得税表に於て分類所得税表と綜合所得税表とが加はり、更に法人税表と法人税免除表と特別法人税表とが加はつたのが第一である。配當利子特別税表と鑛區税表とが加はつたのが第二である。小農耕地免租表とが加はつたのが第三である。第四に營業税表と營業税免除表とが加はつた。第五に建築税表と酒税表と遊興飲食税表とが加はつてゐる。かくして統計表の數が増して來たのである。只、注意すべきは昭和十五年度が舊税制と新税制との切替期であるから、舊税制の改正が全面に及ばず新税制の實施も一部分に限られてゐるのである。現に昭和十五年度の收入としても第一種所得税、第二種所得税、第三種所得税があり、營業收益税、資本利子税、法人資本税、利益配當税、公債及社債利子税等の舊税が残る

と共に法人税の如き新税の實施が部分的に止まつてゐる場合がある。かくて税制改革後の租税統計は數年の後に至り始めて平年度の數字となるのである。併し其れを待つてゐては數年を経過する事となり、又其後引續き税制改革が繰り返へされてゐるから過渡期の缺點は常に持ちこされるのである。茲には税制改革後の租税統計として取敢えず昭和十五年度の租税統計を採用する事としたのである。

第二 税制の重心の移動

過去十年間に於ける國稅收入の足どりを租税統計により明かにする。次の表には國稅總額の外に代表的の租税として所得税と臨時利得税と酒税と關稅との收入を掲げ、此等租税が國稅總額に占むる割合を調べたのである。

(イ) 國稅收入金額(百万圓)

年度	所得税	臨時利得税	酒税	關稅	國稅總額
昭和六	一七三	—	一〇五	一四	七〇
七	一五九	—	一〇九	一四	七〇

税制改革後の租税統計

(ロ) 各種租税收入の割合 (國稅總額を100とす)

年度	所得税	臨時利得税	酒税	關稅
七	二五三	—	一〇〇	二四
九	一八	—	三九	八九
十	三〇	—	三九	七七
十一	三九	—	三〇	一〇七
十二	四八	—	三三	一〇九
十三	七五	—	二九	一〇九
十四	八九	—	二六	一〇八
十五	一〇〇	—	二五	一〇四

年度	所得税	臨時利得税	酒税	關稅
昭和六	一九・六	—	三五・五	一五・四〇
七	一九・七	—	三五・四	一五・〇〇
八	二二・三	—	二七・七五	一五・六
九	三三・七	—	二五・八〇	一七・三
十	四〇・九	—	二二・四〇	一六・一五
十一	三六・六	—	二〇・八	一六・三
十二	三三・三	—	一六・八	一六・六
十三	三六・七	—	一四・三	一八・七
十四	三五・九	—	一四・九	一九・九
十五	四〇・四	—	一〇・六	一九・九

過去十年間に國稅總額が五倍に増してゐるのに對し所得税は十倍となり、酒税は一倍半となり、關稅は一

倍三割に増してゐる。その結果として各種租税が國稅總額に占むる割合は、所得税が約二割より約四割に増し、酒税が約二割五分より約八分に減じ、關稅が約一割五分より約四分に減じてゐる。昭和十年度に二千六百萬圓の收入をあげた臨時利得税は昭和十五年度には七億五千萬圓に躍進してゐる。所得税、臨時利得税の如き收得税が絕對額に於ても相對的にても激増し、酒税、關稅の如き消費税が相對的に減じてゐるのは注目すべき現象である。酒税の減少は食糧管理による清酒原料米の節約の結果であり、關稅の減少は對外關係の緊迫に伴ふ輸入不振の影響である。之に反し所得税、臨時利得税の激増したのは増税の結果でもあり同時に自然増收の結果でもある。

以下、目ぼしい租税につき税制改革後の租税統計を研究する。

第三 所得税統計の改正

税制改革後の租税統計に於て最も重要なものは所得税關係の租税統計である。舊所得税は第一種所得税

と第二種所得税と第三種所得税とよりなつてゐたが、第一種所得税の大部分が法人資本税と結んで法人税となり、第一種所得税の一部は臨時利得税に吸収せられ、更に第二種所得税と第三種所得税とは資本利子税と合して所得税となつた。又利益配當税と公債及社債利子税とが合して配當利子特別税が出来てゐる。結局、所得税關係の租税としては、所得税と法人税と臨時利得税と配當利子特別税とを擧げる事が出来るが、中心は所得税である。

所得税は分類所得税と綜合所得税とよりなるが、重心は分類所得税に存してゐる。分類所得税は更に賦課課税と源泉課税とに分れる。賦課課税は不動産所得、事業所得、乙種勤勞所得、山林の所得、乙種配當利子所得、乙種退職所得に分れ、所得金額の大小に應じ人員、所得金額、税額の統計が示されてゐる。分類所得税の中で甲種配當利子所得、甲種勤勞所得、甲種退職所得は源泉課税方法により、所得金額と税額とだけ示され人員は明かにされてゐない。

綜合所得税についても利子所得の一部に源泉課税が行はれてゐるが、綜合所得税の大部分は賦課課税の方法をとつてゐる。従つて所得金額の大小に應じ納税人員、所得金額、税額が示されてゐる。

税制改革の結果として所得税統計の内容にも變化が及んだのである。所得の質的研究即ち所得の種類については専ら分類所得税の統計より之を研究する事が出来る。所得の量的研究即ち大小所得の分配は場合により取扱を異にする。總所得の分配は綜合所得税により調査する事が出来るが（八千圓以下、一萬二千圓以下、二萬圓以下、三萬圓以下、五萬圓以下、八萬圓以下、十二萬圓以下、二十萬圓以下、三十萬圓以下、五十萬圓以下、八十萬圓以下、八十萬圓を超えるもの）五十萬圓未満の所得者の分配状態は之を明かにし難い缺點を有してゐる。併し部分所得については、分類所得賦課課税分の統計を利用する事により所得の大小（例へば事業所得、乙種勤勞所得、山林の所得、乙種配當利子所得については二百圓以下、五百圓以下、千圓以下

千五百圓以下、二千圓以下、三千圓以下、五千圓以下、一萬圓以下、五萬圓以下、十萬圓以下、十萬圓を超えるもの）に應じて分配を明かにし得べく相當低い所得にまで調査を掘り下げる事が出来る。

新税制の特徴として、租税の減免により經濟政策を實行せんとする統制租税を擧げる事が出来る。所得税免除表、法人税免除表、營業税免除表が其の適例である。此等租税の減免は所得税法、法人税法、營業税法により行はれ又は臨時租税措置法其他特別の法律により定められてゐる。財政租税とならんで統制租税が重要となつてゐる際であるから、統制經濟の強化すると共に租税の減免の統計も其の意義を増してゐる。

第四 其他の租税統計

昭和十五年の税制改革は、中央地方に通じて行はれた。地方に關係ある國税の改革としては地方分與税分與金特別會計をあげねばならぬ。即ち地租、家屋税、營業税の收入の金額を同會計を通じて徴收地道府縣に還付税分與金として還付するのが第一である。第二に

所得税、法人税、入場税、遊興飲食税の收入の一部分を一般會計より受入れ、其れを配付税分與金として道府縣市町村に適當に配分するのである。地方分與税分與金特別會計につき昭和十五年度の決算と昭和十六年度の豫算を示すと次の數字を得るのである。

(單位千圓)

	昭和十五年度	昭和十六年度
還付税分與金	七六、四九八	一〇九、一三三
内地租收入の全額	二五、四〇二	二一、四九九
營業税收入の全額	五一、〇九六	八七、六三三
配付税分與金	二七七、三五五	三三〇、〇六二
内所得税收入の一部	一六六、三六二	一六九、一九八
法人税收入の一部	四五、五〇四	九三、五八七
入場税收入の一部	九、三五八	一一、〇〇九
遊興飲食税收入の一部	五六、一二九	四六、二六六
合計	三三三、八五三	四二九、一九五

昭和十五年度十六年度は過渡期であつて地租と營業税とだけが還付税分與金の財源となつてゐたが、昭和十七年度からは新たに家屋税が加はり地租、家屋税、營業税の三の収益税が還付税分與金の財源となるのである。還付税分與金と配付税分與金とが相結んで地方

分與税分與金となり地方税の凸凹を調節する役目をはたす譯である。從來、財政收入を齎す事を役目としてゐた三収益税が地方財政を調整する事に其の目的を變じたのである。従つて収益税統計の意味も昭和十五年を境目として變化したのである。

所得税關係の租税統計と収益税統計を一瞥する事により收得税統計の研究を終る事とする。金額の上から云つても收得税が國稅收入の中樞をなし消費税、流通税は極めて小部分を占むるに止まるのである。故に消費税、流通税に關する統計は税額から云つて意味の少いものであるが、消費生活流通生活を示す點から見て重要なものである。此種の統計として既に酒税表、織物消費税表、物品税表あり、新たに建築税表、通行税表、入場税表、遊興飲食税表が加はつてゐる。

建築税表は「居住所家屋」「料理店、席貸業、貸座敷業及引手茶屋業用家屋」「演劇、活動寫眞、演藝及觀物開僱用家屋」の新築、増築、改造せられたものにつき件數、床面積、建築價額、税額を掲げてゐる。従

つて建築税表は景氣變動統計として之を利用する事が出来る。

通行税表は普通乗客、回数乗客、定期乗客、團體乗客、貸切乗客、急行乗客の大小人別等級別人員、乗車賃、税額を示したものである。

入場税表、遊興飲食税表は國民の享樂生活、娛樂生活の消長を觀察するに役立つものである。入場税は入場税と特別入場税とに分れ、入場税は更に第一種（演劇場、活動寫眞館、演藝場、觀物場、競馬場、博覽會場、展覽會場、遊園地、鍛鍊馬場）と第二種（舞踏場、麻雀場、撞球場、ゴルフ場、スケート場）とに分れる。通常料金のものについては「人員」と「入場料又は特別入場料」と「税額」を示し、回数定期貸切其他に依るものについては「入場料又は特別入場料」と「税額」とを明かにしてゐる。遊興飲食税表は「課税高」と「税額」とを料理店、貸席、旅館、貸座敷、引手茶屋とに分類してゐる。

第五 税制改革前後の租税統計

税制改革後の租税統計

増税を含む税制の根本的改革は昭和十五年に行はれたのであるが、財政の現状は此の程度の増税では不充分であつて、昭和十六年十七年の二回にわたり増税を行つたのである。即ち昭和十六年には消費税中心の増税（平年度增收約六億圓）があり、更に昭和十七年には收得税中心の増税（平年度增收約十一億圓）を行つたのである。茲に重要な租税につき税別改革前後の収入額の比較を試みたい。昭和十四年度（税別改革前）昭和十五年度（税制改革後の第一年）については調定濟額を掲げ、昭和十六年度（消費税中心の増税を行つた第一年）昭和十七年度（收得税中心の増税を行つた第一年）については豫算額を調べ、過去四年間の収入金額を比較したのである。次の如くである。（單位百萬圓）

所得税	昭和十四年度	昭和十五年	昭和十六年度	昭和十七年度
臨時利得税	八、三三	一、五〇〇	一、九四	一、九三
法人税	三、四	七、五	六、四	一、〇三
酒税	一	一、八五	六、〇	〇、六
遊興飲食税	二、六六	二、六五	三、五	四、五三
	三、〇	二、六	一、六四	三、三

税制改革後の租税統計

物品税	三五	一〇	三	三〇
砂糖消費税	二六	四	四	八四
織物消費税	六	六	五	八三
通行税	二	三	元	八三
相續税	六	五	七	五
入場税	三	三	三	三
關稅	一六	四	一六	四
馬券税	一	一	一	元
取引所税	七	元	三	三
電氣瓦斯税	一	一	一	二五
清涼飲料税	八	八	九	一五
礦區税(礦業税)	三	二	八	九
外貨債特別税	二	九	九	九
廣告税	一	一	一	八
配當利子特別税	一	四	二	七
揮發油税	〇	三	一六	五

國稅總額は昭和十四年度に二十五億圓であつたのが昭和十五年度に三十六億圓に増し、昭和十六年度に四十億圓となり、昭和十七年度は六十億圓に上つたのである。税制改革前の昭和十四年度の二十五億圓に比較すると昭和十七年度の國稅總額収入は實に二十四割に當る。

昭和十五年、十六年度、十七年度の税制改革を通じて顯著なる現象は、免稅點の引下により舊稅の課稅物件を量的に擴大すると共に課稅物件を質的にも擴張した事であり、同時に新稅の制定により新たな課稅物件を開拓した事である。其の結果として税制改革後の新稅の課稅物件は國民生活の全部面に行き渡つて來てゐる。

かくて過去三箇年の増稅は全く増收をはかる目的に出でゐるのであるが、その副産物として從來知られなかつた國民生活の實際を課稅物件を通じ統計數字の上に示す事となる。

本文は最初に税制改革が行はれた昭和十五年度の租稅統計を基礎として論じたのであるが、三たび税制改革が行はれた昭和十七年度の租稅統計は財政統計としても國民經濟統計としても一層その意義を増してくるのである。